第

2 4 5 2

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{\mathcal{F}} \times \mathcal{F}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 1月 7日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 株主代表訴訟に係る弁護士費用

②:当社は昨年株主代表訴訟を提起されました。弁護士費用等の争訟費用は提訴された役員自身が負担していましたが、会社が補てんすることにしました。この場合、役員に対する給与として課税する必要がありますか?

A:役員勝訴の場合や争訟が取り下げられた場合は課税の必要はありませんが、役員敗訴の場合は課税する必要があります。

【解説】

株主から損害賠償請求訴訟を提起された場合、提訴された役員は、その訴訟の結果如何にかかわらず、弁護士費用等の争訟費用や損害賠償金等を負担しなければなりません。しかし、これらの費用を会社が負担した場合、取扱いは次のようになります。

(1)役員が勝訴した場合

役員が職務を適正に遂行していたということですから、争訟費用を会社自身が支出して も、役員に対して課税されることはありません。

(2)役員が敗訴した場合

役員の過失により会社に損害を与えたということですから、争訟費用や損害賠償金等の費用を会社が負担したときは、その費用相当額は役員に対する給与として課税されることになります。

(3) 争訟が取り下げられた場合

役員の責任所在は不明ですが、敗訴が確定 していない以上、職務を適正に遂行している ものと推定するほかなく、役員勝訴の場合と 同様に取り扱います。







